

協会けんぽ加入の事業主・加入者のみなさまへご案内します

※健康保険組合・国保組合に加入のみなさまは、参考としてご一読ください。

今月号のトピックス

- ▶ジェネリック医薬品を使いましょう
- ▶医療費が高額になるかも…そんなとき「限度額適用認定証」があれば安心です!
- ▶マイナンバーの利用により「年間の高額療養費」の申請手続きにおいて、自己負担額証明書の添付が省略できます。
- ▶協会けんぽの出張窓口終了のお知らせ



協会けんぽの申請書は、すべて郵送で提出ができます。
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での手続きにご協力をお願いします。

職場のみなさままで回覧をお願いします。



ジェネリック医薬品を使いましょう

ジェネリック医薬品の利用は、自己負担額の軽減や医療費の抑制、健康保険料率の低減につながります。
この機会にジェネリック医薬品に切り替えてみませんか?



「ジェネリック医薬品軽減額通知」をお送りします

「ジェネリック医薬品軽減額通知」とは、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、お薬代の負担軽減が一定額以上見込まれる方に、1か月分の軽減可能額等をお知らせするものです。

対象者

協会けんぽにご加入の15歳以上の方で、ジェネリック医薬品に切り替えると
お薬代の負担軽減が一定額以上見込まれる方
※すべての加入者様に通知されるものではありません。

送付
時期

令和3年2月頃、被保険者様のご自宅宛てにお送りします。
(被保険者様と被扶養者様は別々の封筒で送付します。)

ジェネリック医薬品とは…

効き目や安全性が先発医薬品と同等であると、厚生労働省が認めたお薬です。

製剤を小さくしたり、苦みを抑えた味に改良したり、先発医薬品よりも服用しやすくなるよう工夫されたものもあります。



ジェネリック医薬品を処方してもらうには?

- ジェネリック医薬品への変更について医師や薬剤師に相談する。
- ジェネリック医薬品希望シールを保険証やお薬手帳に貼る。
(シールをご希望の方は、協会けんぽ神奈川支部までご連絡ください。)



全国健康保険協会 神奈川支部

協会けんぽ

〒220-8538 横浜市西区みなとみらい4-6-2 みなとみらいブランドセントラルタワー9階
TEL 045-270-8431(代表) お電話のお掛け間違いにご注意ください。

インターネット検索サイトより「協会けんぽ」と入力してください。

協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>



医療費が高額になるかも…

そんなとき「限度額適用認定証」があれば安心です!



1か月(その月の1日から末日まで)の医療費が高額になりそうなときに、**事前に**限度額適用認定証の交付を受け、保険証とあわせて医療機関等で提示することで、自己負担額が一定額までとなります。

▼限度額適用認定証のご利用方法

① 限度額適用認定申請書をご加入の協会けんぽ支部にご提出ください。

② 1週間~10日程度で、限度額適用認定証が交付されます。

③ 受診の際に、保険証とあわせて限度額適用認定証を提示してください。



POINT

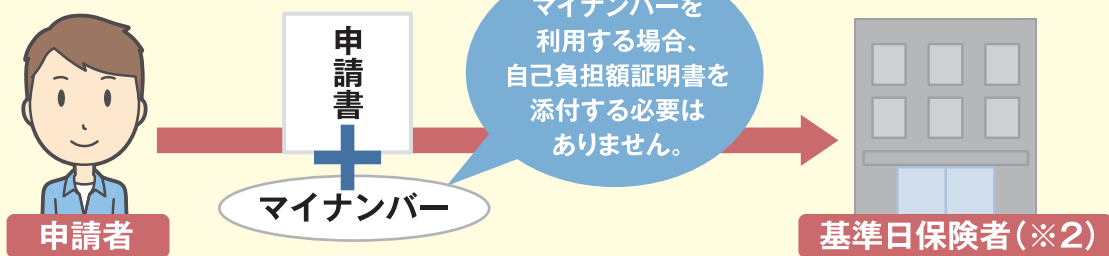
- 限度額適用認定証の有効期限は、申請書を受け付けた日の属する月の1日から**最長1年間の範囲**です。申請書受付月より前の月の限度額適用認定証の交付はできません。
- 70歳以上の方で次の(1)または(2)に該当する場合は、高齢受給者証を提示することにより、窓口負担が自己負担限度額までとなるため、**限度額適用認定申請書の提出は不要**です。
 - (1) 自己負担額割合が2割の方
 - (2) 標準報酬月額83万円以上の方

マイナンバーの利用により「年間の高額療養費」の申請手続きにおいて、自己負担額証明書の添付が省略できます。

協会けんぽでは、年間の高額療養費(※1)の申請において、令和2年10月28日受付分から、令和元年度(令和元年8月から令和2年7月受診)分以降の申請書を対象として、マイナンバーを利用した情報連携により、自己負担額証明書の添付の省略が可能となりました。

詳しくは協会けんぽホームページをご覧ください。協会けんぽ神奈川支部までお問い合わせください。

▼マイナンバーを利用した申請方法



※1. 「年間の高額療養費」とは、世帯内の同一の医療保険の加入者のうち70歳以上の方について、前年8月1日から7月31日までの1年間にかけた医療保険の外来療養に係る自己負担額を合計し、合計額が基準額を超えた場合に、その差額を支給する制度です。

※2. 「基準日保険者」とは、7月31日に加入している保険者(協会けんぽや健康保険組合など)のことをいいます。

協会けんぽの出張窓口終了のお知らせ

横浜中年金事務所・川崎年金事務所内の協会けんぽ出張窓口は**令和3年5月14日**をもって終了いたします。窓口をご利用の皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。



制度情報・健康情報を月に1回お届け!

メールマガジン →



健康保険事務担当者をご登録ください!

健康保険委員 →



今、「健康経営®」が目玉されています☆

健康企業宣言 →



「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。